

別表第3（第8条関係）

区分	関係法令	抑制区域の名称
第1号	茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)	自然環境保全地域
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	1 鳥獣保護区 2 特別保護地区
	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)	農用地区域
	農地法	1 甲種農地 2 第一種農地 3 採草放牧地
	森林法	地域森林計画の対象とする森林
第2号	河川法(昭和39年法律第167号)	1 河川区域 2 河川保全区域 3 河川予定地
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)	1 土砂災害警戒区域 2 土砂災害特別警戒区域
	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域
第3号	文化財保護法(昭和25年法律第214号) 古河市文化財保護条例(平成17年条例第167号)	1 史跡 2 名勝 3 天然記念物所在地 4 埋蔵文化財包蔵地
第4号	景観法	1 景観形成重点地区 2 景観形成重点路線道路端から10m以内の区域
第5号	都市計画法	1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域 5 第一種住居地域 6 第二種住居地域 7 準住居地域 8 田園住居地域 9 前各項の地域界から水平距離300m以内の区域
第6号		1 都市計画施設の予定区域 2 地区計画区域
第7号		1 市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)区域 2 市街地開発等予定区域

案内図（縮尺5000分の1相当）※1	必須	必須	着手時
土地利用計画図※2	必須	必須	
公図の写し※3	必須	必須	
電気設備配置図※4	必須	必須	
航空写真・公図重ね図※5	必須	必須	
防草・雨水対策図※6		必須	
断面図（切土又は盛土をする場合）		該当する場合	
承役地の地役権図面		該当する場合	
説明会範囲図	必須	必須	
反射シミュレーション※7		該当する場合	
事業スケジュール（協議開始から運用開始まで）等		必須	着手時
説明会の写真		必須	
製品の仕様書若しくはカタログ又は品質証明書	太陽光パネル	必須	
	キュービクル	必須	
	パワーコンディショナ	必須	
	架台	必須	
	擁壁等	該当する場合	
	雨水施設	該当する場合	
	防草シート	該当する場合	
	碎石	該当する場合	
	ウッドチップ	該当する場合	
	蓄電池	該当する場合	
市税納付証明（直近の課税年度分）※8	必須	必須	
暴力団の排除等に係る誓約書※9	必須	必須	
関係法令等チェックリスト（様式第1号）	必須	必須	着手時
説明会開催（戸別訪問等）報告書（様式第5号）		必須	
現場写真		必須	完了時※10

※1 案内図は、方位及び縮尺を示すとともに、自ら行う他の事業区域がある場合には、その事業区域及び事業名を併記すること。

※2 土地利用計画図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、地盤高、接道、緩衝帯、雨水施設の位置を明らかにすること。

※3 公図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示し、事業区域の形状、寸法及び杭の位置を明らかにすること。また、各筆の地番を併記し、原則、1葉にまとめること。

※4 電気設備配置図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、太陽光パネル、キュービクル、パワーコンディショナ及び蓄電池の位置（災害時の電気取出しコンセントがある場合には、その位置を含む。）を明らかにすること。

- ※ 5 航空写真・公図重ね図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、原則、1 葉にまとめること。
- ※ 6 防草・雨水対策図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、雨水施設の位置及び種別を明示し、防草対策の種別及び施工区域を色等で示すこと。
- ※ 7 反射シミュレーションは、周辺住民がいない場合には、添付不要とする。
- ※ 8 納付状況について、市の公簿等により確認できる場合であって、市が確認することについて同意書を提出するときは、省略することができる。
- ※ 9 事前協議において提出した場合には、実施協議において省略することができる。ただし、事前協議後に代表者等に変更があった場合には、この限りでない。
- ※ 10 工事を完了する場合には、施工前及び施行後の写真のほか、設置した看板の写真を添付すること。

別表第 5（第19条関係）

種別	開始	停止	再開	廃止	撤去
案内図（縮尺 1/5000）	必須	必須	必須	必須	
事業認定書の写し	該当する 場合 ※ 1				
発電量調整供給契約の承諾書等の写し	該当する 場合 ※ 2				
太陽光発電設備の保守管理契約書の写し	該当する 場合 ※ 3				
現場の写真	必須	必須	必須	必須	必須
看板の写真	必須				
協議終了通知書				必須	
撤去費用積立金の残高を証する書面				必須	

※ 1 事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条第 4 項の認定を受けている場合

※ 2 事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条第 4 項の認定を受けていない場合

※ 3 太陽光発電設備の保守管理を委託する場合
様式を次のように改める。

